

役員および役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人Switch（以下、「当法人」という。）の役員および役職者の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当法人の役員および役職者に対して適用する。

- 2 本規程でいう役員とは、理事および監事のことを指し、役職者とは各事業所の役職員をいう。

(自己申告)

第3条 役員および役職者は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、役員または役職者と、当法人との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。
- 3 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

(定期申告)

第3条 役員および役職者は、毎年7月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第4条 前3条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求め

るものとする。申告を行ったものが事務局長である場合にあっては理事長がこれを行う。

(申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

付則

本規程は、令和3年 2月 10日から施行する。